

熊本県簡易専用水道取扱要領

(目的)

第1 この要領は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第3条第7項に定める簡易専用水道の管理を適正に行うために必要な事項を定め、衛生的で安全な水の供給を確保し、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(対象施設)

第2 この要領の対象となる簡易専用水道は、水道法に規定される簡易専用水道に該当するものをいう。ただし、国の設置するもの及び市の区域内にあるものを除く。

なお、対象となるものの確定に当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) 水道事業者から供給を受ける水のみを水源とするものであること。
- (2) 水道事業者から水の供給を受けるために設けられる水槽(以下「受水槽」という。)の有効容量が10立方メートルを超えるものであること。
なお、有効容量とは、受水槽において適正に利用可能な容量であって、水槽の最高水位と最低水位との間に貯留される水量をいう。その算定方法は別記「有効容量の算定方法」による。
- (3) 受水槽が、2槽以上ある場合で、それぞれの受水槽が給水管により相互に連結されているものについては、各槽の有効容量の合計が(2)に該当するものであること。
- (4) 事業所等に設置されるもの及び消防用設備等として設置されるものであって全く飲用に供されることのないもの、並びに船舶、航空機等に設置されるものは除かれるものであること。

(施設の届出)

第3 簡易専用水道の設置者(以下「設置者」という)が次の各号に掲げる事項に該当したときは、当該簡易専用水道設置場所を管轄する保健所長(以下「管轄保健所長」という。)は、当該設置者に対し、速やかに次の各号に掲げる様式による届出を行うよう求めるものとする。

- (1) 簡易専用水道を設置したとき。(様式第1号)
- (2) 届出事項の内容を変更したとき。(様式第2号)
- (3) 簡易専用水道を休(廃)止したとき。(様式第3号)

(設置届出等の受理)

第4 管轄保健所長は、第3の各号に定める届出(以下「設置届出等」という。)を受付けたときは、内容を確認のうえ、必要に応じ現地の調査若しくは関係書類の提出を求めるものとする。

2 管轄保健所長は、設置届出等を受理したときは、台帳(様式第4号)に内容を記載し、管理するものとする。

(水道事業者の協力)

第5 保健所長は、水道事業者等の協力により、簡易専用水道の実態把握に努めるとともに、水道事業者に対し、次の各号に該当した場合には速やかに管轄保健所へ通知するよう協力を依頼することとする。

- (1) 設置者から水道事業者に対して行う給水申込みにより、新規施設の設置状況を把握したとき。
- (2) 供給規程に基づき、設置者に対して指導、助言及び勧告を行ったとき。

(施設の管理)

第6 保健所長は、供給する水の安全衛生を確保するため、設置者に対し、水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号。以下「規則」という。)及び関係通知に基づき、次の事項を遵守するよう指導するものとする。

- (1) 水槽の掃除を毎年1回以上定期に行うこと。
また、消防用設備等と共用されている簡易専用水道の掃除に当たって水槽内の水を抜く等により消防用設備等の機能が低下するおそれがあるときは、あらかじめ現地消防機関に連絡する等不測の事態に対する配慮を行うこと。
- (2) 水槽の亀裂等によって有害物、汚水等の混入がないように定期的に点検を行い、異常が認められたときは、速やかに改善の措置を講ずること。
その他、地震、凍結、大雨等水質に影響を与えるおそれのある事態が発生したときも速やかに点検を行うこと。
- (3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態に注意し、これに異常があると認められるときには、必要な水質検査を実施し、その安全性を確認すること。
- (4) 給水栓における遊離残留塩素を必要に応じ測定し、0.1 mg/L(結合残留塩素の場合は0.4 mg/L)以上保持すること。
- (5) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときには、直ちに給水を停止し、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知徹底させる措置を講ずること。
- (6) 前各号の管理については、帳簿を備え記録し、保存すること。
- (7) 設置者は当該水道の管理を行う義務を有するものであり、設置者自らが管理を行わない場合には実際に管理を担当する者(以下「管理者」という。)を明確にし、また、水槽の掃除、水質検査等については専門的な知識、技能を有するものをしてこれを行わせること。
なお、この水槽の掃除については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「ビル管理法」という。)により県知事の登録を受けた者を活用すること。

(管理状況の検査)

第7 法第34条の2第2項に基づく管理状況の検査及び検査項目は、規則第56条及

び平成15年7月23日厚生労働省告示第262号(以下「告示」という。)により、次のとおり行うものとする。

- (1) 設置者に対し、当該簡易専用水道の管理について毎年1回以上定期的に、厚生労働大臣の登録を受けた者(以下「登録検査機関」という。)の検査を受けるよう指導する。
- (2) 検査項目は、原則として、簡易専用水道に係る施設及びその管理の状態に関する検査、給水栓における水質の検査及び書類の整理等に関する検査とする。
 - ア 簡易専用水道に係る施設及びその管理の状態に関する検査
 - (ア) 水槽その他当該簡易専用水道に係る施設の中に汚水等の衛生上有害なものが混入するおそれの有無についての検査
 - (イ) 水槽及びその周辺の清潔の保持についての検査
 - (ウ) 水槽内における沈積物、浮遊物質等の異常な物の有無についての検査
 - イ 給水栓における水質の検査
 - (ア) 臭気、味、色及び濁りに関する検査
 - (イ) 残留塩素に関する検査
 - ウ 書類の整理等に関する検査
 - (ア) 簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面
 - (イ) 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにする平面図
 - (ウ) 水槽の掃除の記録
 - (エ) その他の管理についての記録

(検査の実施)

第8 法第34条の2第2項に係る検査の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 検査は、設置者又は管理者の立会のもとに行うものとする。
- (2) 検査者は、清潔な作業衣を着用する等の衛生的な配慮の下に、告示第一の三号で規定する身分証明書を必ず携帯し、かつ関係者の請求があったときは、これを提示すること。
- (3) ビル管理法の適用がある簡易専用水道については、第7(2)の取扱いにかかわらず、当該設置者から様式第5号による書類が提出されたときは、当該書類により検査を行うことができる。

(検査後の措置)

第9 保健所長は、登録検査機関に対し、告示及び関係通知に基づき、検査終了後次の措置を講ずるよう求めるものとする。

- (1) 設置者に検査の結果等を記載した検査済みを証する書類を交付すること。
- (2) 検査の結果、告示の別表第1から第3までに掲げる判定基準に適合しなかった事項がある場合には、設置者に対し、当該事項について速やかに対策を講じるよう助言すること。

(3) 検査の結果、水の供給について特に衛生上問題があるとして次のいずれかに該当すると認められた場合には、設置者に対し、直ちに管轄保健所長にその旨を報告するよう助言を行うとともに、自らも設置者の同意を得て管轄保健所に通報すること。

ア 汚水槽その他排水設備から水槽に汚水若しくは排水が流入し、又はそのおそれがある場合

イ 水槽内に動物等の死骸がある場合

ウ 給水栓における水質の検査において、異常が認められる場合

エ 水槽の上部が清潔に保たれず、又はマンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がっていないため、汚水等が水槽に流入するおそれがある場合

オ マンホール、通気管等が著しく破損し、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがある場合

カ その他検査者が水の供給について特に衛生上問題があると認める場合

2 管轄保健所長は、設置者に対し、次の事項を行うよう求めるものとする。

(1) 登録検査機関から、第9(3)の助言を受けたときは、直ちに管轄保健所長にその旨を報告すること。

(2) 登録検査機関から第9(1)の検査済みを証する書類の交付を受けたときは、その写しを速やかに管轄保健所長に送付すること。

3 管轄保健所長は次の措置を講ずるものとする。

(1) 登録検査機関や設置者からの報告により衛生上問題があると認められる施設については、法第39条第3項に基づく立入検査を実施し、当該設置者に対して、指導票(様式第6号)を交付し改善を指導するものとする。

(2) (1)による改善を指導したにもかかわらず、相当期間を経過しても、設置者がその改善を行わないときは、法第36条第3項の規定により、設置者に対して期間を定めて清掃その他関係設備の補修に必要な措置を講ずるよう指示する(様式第7号)ことができる。

(3) 設置者が法第36条第3項の規定による指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該簡易専用水道の利用者の利益を阻害すると認められるときは、法第37条の規定により給水の停止を命ずる(様式第8号)ことができる。

なお、当該簡易専用水道が消防用設備と共用されている場合には、給水の停止を命ずるに際し、その機能に配慮し、消防用設備の機能が低下するおそれのあるときは、あらかじめ現地消防機関に連絡するものとする。

(業務報告)

第10 保健所長は、各年度終了後1ヶ月以内に簡易専用水道立入検査報告書(様式第9号)により施設への立入検査の状況を環境保全課長へ報告すること。

(その他)

第11 ビル管理法が適用される簡易専用水道についての報告の徴収、立入検査、改善命令等は、同法の規定により行うこととし、水道法による規制を重複させないようにするものとする。

2 保健所長は、法第3条第7項(簡易専用水道)に該当しない小規模のものについても、当該施設設置者に対し、必要に応じ本要領に準ずる管理(第6「施設の管理」)を行うよう指導するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、昭和62年4月1日から施行する。

なお、昭和54年12月3日付け環衛第1236号で通知した取扱要領(昭和59年7月13日付け環衛第652号で一部改正及び昭和61年6月19日付け環衛第525号で一部改正通知)は廃止する。

2 この要領は、平成16年4月30日から施行する。

3 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

4 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

5 この要領は、令和2年(2020年)4月1日から施行する。